

「特別養子縁組の年間成立 538件」 十分か？不十分か？

リサーチの背景

2016年度、国内で特別養子縁組の成立は538件だった。また、SDGs実施指針では「子供の安全等」が優先課題のひとつに定められている。幼児虐待問題が年々激化しているこの令和の時代に、ひとりのワーキングマザーとして子どもたちを救うための取り組みに真摯に向き合う。

作成者: M.K.

レポートに関する
お問い合わせ:
03-5542-5300
info@sfinter.com

特別養子縁組の成立件数の推移



特別養子縁組の日本における実態

養子縁組成立件数が増加傾向にあるとはいえ、乳児院に毎年約3千人が預けられ、児童養護施設に暮らす子どもが約2.6万人いる現状から、非常に少ないといえる。成立まで及ばないケースに<1>実親から同意が得られない<2>連絡が取れない<3>乳児院・施設に預けるといふ選択が挙げられる。

特に<3>は選択肢が乳児院・施設のみしかないと思っっているケースも多く、我々がこれらの制度・支援を認知していくことで実親からの同意を得られる機会を増やすことにもつながる。

SDGsターゲット16.2

16 平和と公正を
すべての人に



子どもに対する虐待、搾取、人身売買およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する。

動き出した国による啓発活動

厚労省が2017年に発表した「新しい社会的養育ビジョン」には、特別養子をおおむね5年以内に現状の倍の千件以上にするとの数値目標が盛り込まれている。また同じく厚労省が2018年に養子縁組民間あっせん機関職員研修事業に係る公募や里親制度等広報啓発事業(特別養子縁組制度等に係る分)に係る公募を出して特別養子縁組制度についての普及・啓発を進めている。

子供の未来を創り幸せになる制度づくりを

国が本腰を入れる今こそ、予期しない出産、児童虐待・ネグレクトによる大切な子どもの未来が奪われる社会から私たちは抜け出さなければならない。子ども達が幸せに生きていく事が出来る選択肢の一つとして「特別養子縁組」が自然と周囲に受け入れられる制度になる事を期待していくと共に、自ら地域のネットワークづくりに貢献していきたい。

参考: 特別養子縁組の制度とは

『保護者のない子どもや実親による養育が困難な子どもに温かい家庭を与えるとともに、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る仕組みである。概要は子どもの福祉の増進を図るために、養子となるお子さんの実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度である。

養親になることを望むご夫婦の請求に対し、下記の要件を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立する。』

成立要件	詳細
実親の同意	養子となるお子さんの <u>父母(実父母)</u> の同意がなければならない。ただし、実父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となるお子さんの利益を著しく害する事由がある場合は、実父母の同意が不要となることがる。
養親の年齢	養親となるには <u>配偶者のいる方(夫婦)</u> でなければならない。夫婦共同で縁組をすることになる。また、 <u>養親となる方は25歳以上</u> でなければならない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳以上である場合、もう一方は20歳以上であれば養親となることができる。
養子の年齢	養子になるお子さんの年齢は、 <u>養親となる方が家庭裁判所に審判を請求するときに6歳未満</u> である必要がある。ただし、お子さんが6歳に達する前から養親となる方に監護されていた場合には、お子さんが8歳に達する前までは、審判を請求することができる。
半年間の監護	縁組成立のためには、 <u>養親となる方が養子となるお子さんを6ヵ月以上監護していることが必要</u> である。そのため、縁組成立前にお子さんと一緒に暮らしていただき、その監護状況等を考慮して、家庭裁判所が特別養子縁組の成立を決定することになる。

参照・引用資料

特別養子縁組制度について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169158.html>

本レポートに掲載された内容は作成日における情報に基づくものであり、予告なしに変更される場合があります。

本レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明・保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負わないものとします。株式会社サティスファクトリーは、本レポートの配信に関して閲覧した方が本レポートを利用したこと又は本レポートに依拠したことによる直接・間接の損失や逸失利益及び損害を含むいかなる結果についても責任を負いません。

また、本件に関する知的所有権は株式会社サティスファクトリーに帰属し、許可なく複製、転写、引用等を行うことを禁じます。